

環管総発第 040609001 号

平成 16 年 6 月 9 日

各都道府県 環境担当部（局）長 殿  
各政令指定都市 環境担当部（局）長 殿

環境省環境管理局総務課  
環境管理技術室長

平成 16 年度環境技術実証モデル事業 酸化エチレン処理技術分野における  
実証試験要領の策定及び実証機関の応募の受付開始について

日頃より環境行政の推進にご理解・ご協力を賜り、御礼申し上げます。

環境省においては、昨年度より、先進的な環境技術を第三者がその環境保全効果等をモデル的に実証する「環境技術実証モデル事業」を実施しています。

この度、平成 16 年度環境技術実証モデル事業の一環として、「酸化エチレン処理技術 実証試験要領(第 2 版)」を策定しましたので、通知いたします。ついては、関連の担当課室に対して周知頂くとともに、貴都道府県の管下で、大気汚染防止対策又は化学物質対策の指導等を行っている地方自治体（地方自治法第 252 条の 19 による政令指定都市を除く。）に対し、周知方よろしく願いいたします。

また、本モデル事業の平成 16 年度の実証機関の公募について、平成 16 年 2 月 5 日付け環政総発第 040205002 号をもって総合環境政策局長より通知したところですが、酸化エチレン処理技術分野における実証機関について、本日付けで応募の受付を開始いたしますので、通知いたします。本件についてご検討頂くとともに、大気汚染防止対策、化学物質対策、産業・技術振興等、関連の担当課室に対し、周知方よろしく願いいたします。

平成16年度環境技術実証モデル事業 酸化エチレン処理技術分野  
実証機関の応募の受付開始について

平成16年6月9日  
環境省環境管理局総務課  
環境管理技術室

この度、環境省では、下記のとおり、地方公共団体（都道府県及び政令指定都市）を対象に、平成16年度の酸化エチレン処理技術分野における実証機関の応募の受付を開始いたします。

なお、実証機関とは、環境技術実証モデル事業において、環境省の委託を受け、実証対象技術の企業等からの公募・選定、実証試験計画の策定、実証試験の実施、実証試験結果報告書の作成、実証試験結果報告書の環境省への報告及びデータベース運用機関への登録等の業務を行う機関です（平成16年2月5日付け環政総発第040205002号を参照して下さい。）。

記

1. 応募の受付を開始する技術分野

酸化エチレン処理技術分野

2. 応募の受付方法

- ・ 申請書及び関係書類（別紙1「申請書類について」を参照）に必要事項を記入の上、電子メール又は郵送により以下宛てに提出して下さい。なお、環境技術実証モデル事業検討会 VOC 処理技術ワーキンググループ会合における検討結果等を踏まえ、提出書類が追加されておりますので、ご注意下さい。
- ・ 電子メールで提出する際は、件名を「酸化エチレン処理技術分野の実証機関応募・県/市」として下さい。なお、電子メールで受信可能な容量は、2MBまでです。
- ・ 電子メールで送付することが難しい資料（パンフレット等）については下記提出先まで郵送願います。

（提出先）

環境省環境管理局環境管理技術室 環境技術実証モデル事業担当

住所：〒100-8975 東京都千代田区霞ヶ関1-2-2）

電子メール：etv2@env.go.jp

### 3. 応募の受付期間

応募の受付期間は、平成16年6月9日(水)から6月23日(水)とします。

### 4. 審査

申請書類に基づき、平成16年度環境技術実証モデル事業検討会 VOC 処理技術ワーキンググループ会合(第2回)において、ヒアリング審査を実施します。審査内容につきましては、別紙2「実証機関選定の考え方について」を参照して下さい。審査の結果は、すべての応募団体に対して通知します。

(平成16年度 VOC 処理技術ワーキンググループ会合(第2回))

開催日時：平成16年6月30日(水) 13:00~15:00

開催場所：経団連会館11階 1105号室(天平)(東京都千代田区大手町1-9-4)

### 5. 応募資格等

応募の資格等については平成16年2月5日付け環政総発第040205002号を参照して下さい。

### 6. その他

実証試験の詳細については、「酸化エチレン処理技術 実証試験要領(第2版)」を参照して下さい。

本件担当問い合わせ先

〒100-8975 東京都千代田区霞ヶ関1-2-2

環境省 環境管理局総務課環境管理技術室

瀬川、田中

電話：03-3581-3351(内6551,6557)

03-5521-8297(直通)

FAX：03-3593-1049

## 申請書類について

環境技術実証モデル事業 酸化エチレン処理技術分野における実証機関の選定時の検討資料として、以下の書類が必要であると考えられる。実証機関となることを希望する機関より、これらの申請書類の提出を求めることとする。

申請書類	様式	参照頁
● 表紙（各分野共通資料） 平成 16 年度環境技術実証モデル事業の実証機関としての応募について	別添 1	2
● 実証機関としての実施体制（同上）	別添 2	3
● 実証試験の実施体制に関する補足説明資料		
1．実施体制の概要	別添 2 - 1	5
2．実証試験計画の策定に関する実施体制等	別添 2 - 2	6
3．実証試験の実施に関する実施体制等	別添 2 - 3	7
4．データの検証及び実証試験の監査に関する実施体制等	別添 2 - 4	8
5．技術実証委員会の運営体制について	別添 2 - 5	9
● 実証に要する費用の見込み（概算）（各分野共通資料）	別添 3	10
● 実証試験に利用する機器及びその保有状況について	別添 4	11
● 実証試験を行う施設の概要について	別添 5	12
● 品質マニュアル等、実証機関における品質管理を規定する文書（いかなる名称、様式でもよい。）	-	-

別添 1

各分野共通資料

平成 16 年 月 日

平成 16 年度環境技術実証モデル事業の実証機関としての応募について

以下の技術分野に関して、平成 16 年度環境技術実証モデル事業の実証機関となることを希望しますので、別添の資料を添えて応募します。

技術分野名： \_\_\_\_\_ 分野

地方公共団体名： \_\_\_\_\_

担当者連絡先

所属部署：

担当者氏名：

住所：

電話番号：

F A X 番号：

e-mail アドレス：

## 実証機関としての実施体制

1	主に担当する部局（技術実証委員会の事務局、技術の公募等）	担当部局： 実施責任者：
2	16年度に実証可能な技術の内容	
3	実証試験の実施体制 （実証項目毎の実施機関がわかるよう、必要事項を記入又は説明資料を別途添付すること。なお、当該都道府県・市の試験機関以外の機関に外部委託する場合で、想定される委託先がある場合にはそのパンフレット等、その機関の設置形態、業務内容、規模、品質・データ管理体制、業務実績がわかる資料を、想定される委託先がない場合には、委託先選定の基準、条件等を添付すること。） 1)	

1) 平成16年2月5日付け環政総発第040205002号別紙1～3に示した体制と異なる場合、その旨を明記（理由を含む）すること。

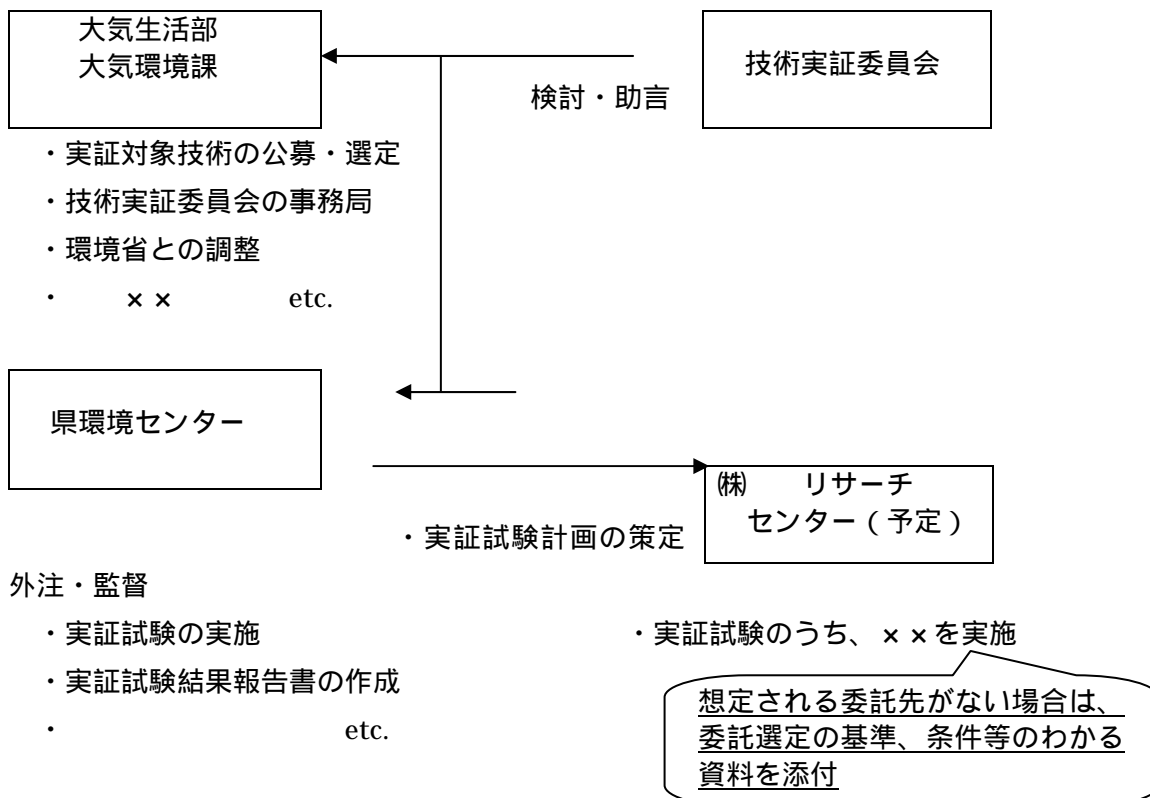
各分野共通資料

(別添2の参考)

実証機関としての実施体制(記載例)

1	主に担当する部局(技術実証委員会の事務局、技術の公募等)及び実施責任者	担当部局:環境生活部大気環境課 実施責任者:環境生活部長
2	16年度に実証可能な技術の内容	実証試験要領に含まれる技術内容は全て実施可能。
3	実証試験の実施体制 (実証項目毎の実施機関がわかるよう、必要事項を記入又は説明資料を別途添付すること。なお、当該都道府県・市の試験機関以外の機関に外部委託する場合で、想定される委託先がある場合にはそのパンフレット等、その機関の設置形態、業務内容、規模、品質・データ管理体制、業務実績がわかる資料を、想定される委託先がない場合には、委託先選定の基準、条件等を添付すること。) 1)	以下に示す。

1)平成16年2月5日付け環政総発第040205002号別紙1~3に示した体制と異なる場合、その旨を明記(理由を含む)すること。



別添 2 - 1

実証試験の実施体制に関する補足説明資料

(別添 2 の実施体制のうち、以下の項目について具体的に記入してください。)

1. 実施体制の概要

実証試験計画の策定について		
実証試験計画の策定部署名		
上記部署の通常の所掌事務		
上記部署において 策定に携わる職員数	合 計 うち有資格者 ( ) うち非常勤の職員	名 名 名
実証試験について		
実証試験の実施部署名		
上記部署の通常の所掌事務		
上記部署において 実証試験に携わる職員数	合 計 うち有資格者 ( ) うち非常勤の職員	名 名 名
データの検証及び実証試験の監査について		
検証、監査を行う部署名		
上記部署の通常の所掌事務		
上記部署において 検証に携わる職員数	合 計 うち有資格者 ( ) うち非常勤の職員	名 名 名

上記の業務を外部委託する場合はその旨を明記し、想定される委託機関における実施体制を記入してください。なお、想定される委託先がない場合には、外部委託に当たっての選定基準、条件等がわかる資料を添付してください。

実証試験に携わる職員及び検証に携わる可能性のある最大の職員数を記入してください。この職員数には、補助職員の人数を除いてください。

有資格者の人数は、本実証試験において有用と考えられる資格の内容を( )内に明記し、資格毎の人数を記入してください。

データの検証を行う部署と実証試験の監査を行う部署が異なる場合は、各々を区別して記入してください。



## 2. 実証試験計画の策定に関する実施体制等

## 担当職員リスト

	所属部署名	役職	氏名	実証試験計画の策定に係る 経歴、資格等の特記事項	常勤/ 非常勤
責任者					

実証試験計画の策定においてリーダー的な役割を果たす職員のこと。部署の責任者でなくても結構です。

外部委託する場合は、想定される委託先について組織名を記入してください。また、現時点で分かる範囲で結構ですので、氏名、資格及び能力等についても同様に記入してください。なお、想定される委託先がない場合には、外部委託に当たっての当該業務に関する選定基準、条件等がわかる資料を添付してください。

あてはまるものがある場合のみ記入してください。経歴を記入する場合は、経験年数や内容が分かるようにしてください。

(担当職員が多い場合は、適宜行を追加してください。)

## 適切に実証試験計画の策定を行うことが可能であることの説明

(職員の業務経験等、上記の体制によって十分に計画策定業務が可能であることを説明してください。)

## 3. 実証試験の実施に関する実施体制等

## 担当職員リスト

( 実証試験の内容 : )

	所属部署名	役職	氏名	実証試験の実施に係る 経歴、資格等の特記事項	常勤/ 非常勤
責任者					

実証試験の内容毎に体制が異なる場合は各々について表を作成してください。

実証試験においてリーダー的な役割を果たす職員のこと。部署の責任者でなくても結構です。

外部委託する場合は、想定される委託先について組織名を記入してください。また、現時点で分かる範囲で結構ですので、氏名、資格及び能力等についても同様に記入してください。なお、想定される委託先がない場合には、外部委託に当たっての当該業務に関する選定基準、条件等がわかる資料を添付してください。

あてはまるものがある場合のみ記入してください。経歴を記入する場合は、経験年数や内容が分かるようにしてください。

( 担当職員が多い場合は、適宜行を追加してください。 )

## 適切に実証試験の実施が可能であることの説明

( 職員の業務経験等、上記の体制によって十分に実証試験の実施が可能であることを説明してください。 )

4 . データの検証及び実証試験の監査に関する実施体制等

担当職員リスト

	所属部署名	役職	氏名	データの検証、実証試験の監査に係る経歴、資格等の特記事項	常勤 / 非常勤
責任者					
/					
/					

検証においてリーダー的な役割を果たす職員のこと。部署の責任者でなくても結構です。

外部委託する場合は、想定される委託先について組織名を記入してください。また、現時点で分かる範囲で結構ですので、氏名、資格及び能力等についても同様に記入してください。なお、想定される委託先がない場合には、外部委託に当たっての当該業務に関する選定基準、条件等がわかる資料を添付してください。

あてはまるものがある場合のみ記入してください。経歴を記入する場合は、経験年数や内容が分かるようにしてください。

(担当職員が多い場合は、適宜行を追加してください。)

適切にデータの検証、実証試験の監査を行うことが可能であることの説明

(職員の業務経験等、上記の体制によって十分に検証業務が可能であることを説明してください。)

5 . 技術実証委員会の運営体制について

<p>技術実証委員会を 運営する部署</p>	
<p>開催予定</p> <p>(平成 16 年度中の開催予定に ついて、開催時期、回数、議題 を明記してください。)</p>	
<p>委員の構成案</p> <p>(大学・研究機関、技術開発者 等、所属先の種類毎に委嘱委員 の大まかな人数を明記してく ださい。具体的な委員の予定が ある場合には、氏名と所属を明 記してください。)</p>	

## 実証に要する費用の見込み（概算）

技術の実証に必要な試験分析費 (実証可能な技術サンプル数を想定して積算を行って下さい。)	万円(税込額) (以下に内訳を添付のこと)
その他、運営に係る費用	万円(税込額) (以下に内訳を添付のこと)

## 【内訳】

## 技術の実証に必要な試験分析費

- ・ 借料・損料（機器レンタル費等）  
（具体的な装置名）
- ・ 消耗品費  
（具体的な消耗品リスト）
- ・ 補助職員賃金（実験補助等）  
（実験補助等に必要な人日）
- ・ 外部委託費（一部実証試験の外注）  
（委託に必要な人件費、機器の借料・損料、消耗品費等）
- ・ その他

## その他、運営に係る費用

- ・ 職員旅費  
環境省との打ち合わせ、実証申請者との打合せ
- ・ 技術実証委員会  
検討員への謝金、交通費、会議費、印刷製本費
- ・ 実証試験結果報告書  
印刷製本費
- ・ 一般管理費
- ・ その他

注：上記経費はあくまで例示であり、必ずしも全ての経費を計上する必要はありません。

また、他に追加すべき経費の項目があれば、計上して下さい。

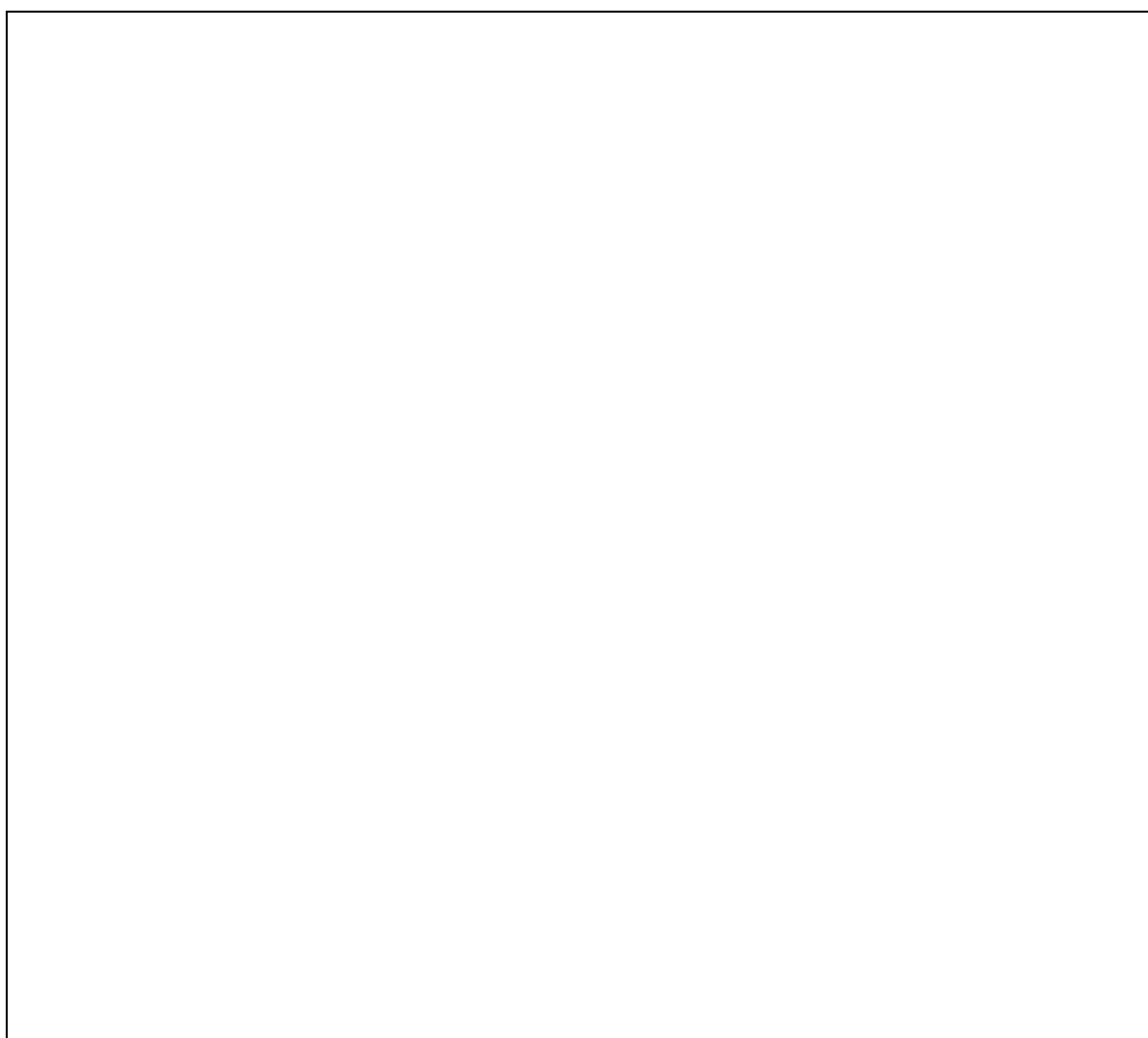
## 実証試験に利用する機器及びその保有状況について

機器の名称	製造者名 及び 型式	数量	仕様（概略）	保有状況 （所有、借入の 別）

保有状況について、将来の所有又は借入の予定を記入する場合はその旨を示してください。  
実証試験を外部委託する場合は、可能な範囲で、想定される委託先において利用可能な機器  
について、同様の表を作成してください。また、想定される委託先がない場合には外部委託  
に当たっての、実証試験に利用する機器等の保有状況に関する条件等がわかる資料を添付し  
てください。

実証試験を行う施設の概要について

(実証試験実施場所における酸化エチレンガス発生装置(シミュレーター等)、実証対象機器、サンプリング、計測・分析機器を含む機器の設置方法について、施設の概要を図示してください。この際、図中の機器は、「別添 4 実証試験に利用する機器及びその保有状況について」と対応するようにして下さい。また可能な範囲で、酸化エチレンガスの最終的な排出方法、実証試験の安全性確保の方法について記載してください。)



現在の設置状況ではなく、実証試験を行う際に設置する試験システムを想定して記入してください。

## 実証機関選定の考え方について

平成 16 年度環境技術実証モデル事業 酸化エチレン処理技術分野における実証機関の選定に当たっては、以下の各観点に基づいて検討を行うことが必要であると考えられる。

昨年度に引き続き、本年度も地方公共団体（都道府県及び政令指定都市）を対象に実証機関を募集することとする\*。

(\*）なお、平成 16 年度「環境技術実証モデル事業」実施要領において、地方公共団体（都道府県及び政令指定都市）並びに民法第 34 条の規定に基づき設立された法人（公益法人）及び特定非営利活動法人を対象に、実証機関を募集することができることとされている。

### 1. 経理的基礎について

#### 【申請書類】

- ・平成 16 年度は、地方公共団体を対象に募集するため本項目に関する書類提出は求めない。

### 2. 組織・体制について

本モデル事業における実証機関として、必要な体制が構築できること。

本モデル事業に関連する各機関・組織において、組織間の具体的な役割分担、責任が明確であること。

本モデル事業に関連する各機関・組織において、役割を遂行するのに十分な人員等が確保されていること。

実証の対象とする技術を公募する際、自管区外からの申請についても受付可能なこと。ただし、対象となる技術が管区外に設置せざるを得ない等の理由により（パイロットプラントの設置等）、職員を実証対象機器が設置されている管区外にまで派遣しないと実証試験の実施が困難な場合については、この限りではない。

#### 【申請書類】

- ・実証機関としての実施体制（別紙 1：別添 2、2 - 1 ~ 2 - 5）



### 3 . 技術的能力について

実証試験要領に定めた実証試験の実施等が可能なこと。

実証試験を実施するために十分な試験設備が利用可能なこと。

実証試験を行う人員は、十分な能力を有していること。

#### 【申請書類】

- ・ 実証試験に利用する機器及びその保有状況について

(別紙 1 : 別添 4 )

- ・ 実証試験の実施体制に関する補足説明資料

(別紙 1 : 別添 2 - 1 ~ 2 - 4 )

### 4 . 公平性の確保について

実証試験の実施、実証試験結果報告書の作成及び実証試験全体の運営において、実証申請者等により運用が差別的になるおそれがないように、実証試験の運用の公平性が保たれること。

実証申請者の実証試験の申請に係る様式その他の実証試験の申請に必要な情報及びこれらを実証申請者に提供するための手続きが実証申請者等によって異なるおそれがないこと。

職務上知り得た機密の保持手続きが実証申請者等によって異なるおそれがないこと。

#### 【申請書類】

- ・ 平成 1 6 年度は本項目に関する書類提出は求めない。

### 5 . 公正性の確保について

申請実証機関が、実証対象機器の製造事業又は実証対象機器に関する実証申請者からの相談に応じ、助言を行う事業その他業務を行うことにより実証試験の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないこと。

申請実証機関の責任者が、実証申請者の役員もしくは使用人である場合は、当該実証申請者が製造した機器の実証試験を行わないこと。

実証試験に携わる職員が、実証申請者等の役員もしくは使用人である場合は、この職員は当該実証申請者が製造した機器の実証試験を行わないこと。

#### 【申請書類】

- ・ 平成 1 6 年度は本項目に関する書類提出は求めない。

## 6 . 実証試験の品質管理について

実証試験要領に定める品質管理を適切に実施すること。

### 【申請書類】

- ・ 「実証試験要領（第2版）付録0：実証機関において構築することが必要な品質管理システム」を満たすことが確認できる品質マニュアル等の文書（いかなる名称、様式でもよい）。

以上